

不利益処分の処分基準

処 分 名	指定の取消及び返還に関する処分			
根拠例規及び条項	多治見市企業立地促進条例(平成 12 年条例第 7 号)第 9 条			
所 管 部 課 名	経済部 企業誘致課			
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	<p>条例第 9 条に定めるところによる。</p> <p>第 9 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返納させることができる。</p> <p>(1) 第 3 条第 1 項に規定する指定の要件を欠くこととなったとき。</p> <p>(2) 第 3 条第 2 項又は第 7 条第 2 項に規定する条件に違反したとき。</p> <p>(3) 操業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。</p> <p>(4) 事業所等をその事業以外の用途に供したとき。</p> <p>(5) 偽りその他不正行為により奨励措置を受けようとし、又は受けたとき。</p> <p>(6) 市税その他の諸納付金の未納があるとき。</p> <p>(7) この条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為があったとき。</p> <p>(8) その他市長が奨励措置を講ずることが不適當と認めるとき。</p>		
	設定年月日	平成 12 年 3 月 27 日	最終変更年月日	
	備 考			